

令和7年11月12日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「かかりつけ医機能報告マニュアル」等の送付について

平素は本会事業の推進に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年4月より施行されたかかりつけ医機能報告制度につきましては、『かかりつけ医機能報告制度』の創設ならびに『かかりつけ医機能報告制度にかかる研修』の修了申請(令和7年7月18日付け府医発)などで貴会宛お知らせしている通り、初回の報告が令和8年1月から開始されます。

今般、当該報告に向け、医療機関向けに具体的な報告手順や各報告事項の考え方等の必要な事項について取りまとめた「かかりつけ医機能報告マニュアル」が、厚生労働省より各都道府県衛生主管部(局)長に発出され、日本医師会より当会宛にも周知方依頼がありましたので送付いたします。

報告開始から終了までの流れが、実際の画面を示しながら分かりやすく解説されており、本マニュアルにそって入力して頂きますと報告が完了する内容となっております。

ほか、参考として報告手順を解説した動画や、G-MISのより詳細な操作方法を説明した「かかりつけ医機能報告マニュアル(G-MIS操作編)」も公開されております。

各マニュアル等につきましては、容量の都合により下記に掲載した厚生労働省ホームページからご参照いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、会員医療機関への周知方よろしくようお願い申し上げます。

記

■【医療機関用】かかりつけ医機能報告マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001590091.pdf>



■【医療機関用】かかりつけ医機能報告マニュアル(G-MIS操作編)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001590092.pdf>



■ かかりつけ医機能報告 G-MIS 操作手順動画(令和7年11月)

<https://www.youtube.com/watch?v=kEIrBoPBwp0>



(掲載元) かかりつけ医機能報告制度(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html

【担当】大阪府医師会 地域医療課

TEL : 06-6763-7012 / FAX : 06-6766-2875